四　本システムの監査

1　外部監査の実施

法務大臣は、本システムの企画、開発及び運用の各段階におけるセキュリティ対策について外部監査を実施し、その結果に基づき本システムの改善に努めること。

2　監査の体制の確立

市町村長は、監査の体制を確立するとともに、法務大臣の実施する監査（1の外部監査を含む。）に必要な協力を行い、その結果に基づき本システムの運用の改善に努めること。

五　緊急時体制

1　作動停止時における事務処理体制

イ　法務大臣は、本システムの構成機器、関連設備又はソフトウェアの障害等により本システムの全部又は一部が作動停止した場合の行動計画、市町村長及び総務大臣との連絡方法等について、市町村長及び総務大臣と相互に密接な連携を図り定めること。

ロ　法務大臣は、実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、市町村長と相互に密接な連携を図り、教育及び研修を行うこと。

2　データの漏えいのおそれがある場合の事務処理体制

イ　法務大臣は、データの漏えいのおそれがある場合の行動計画（本システムの全部又は一部を停止する基準の策定を含む。）、市町村長及び総務大臣との連絡方法等について、市町村長及び総務大臣と相互に密接な連携を図り定めること。

ロ　法務大臣は、実際に問題が発生した場合に適切な対応を図ることができるよう、市町村長と相互に密接な連携を図り、教育及び研修を行うこと。

第四　本システムの環境及び設備

一　建物及び重要機能室

1　建物等への侵入の防止等

イ　連携サーバを管理する建物及び重要機能室（以下「建物等」という。）は、国内に設置すること。

ロ　建物等の壁、窓、ドア等が容易に破壊されないよう必要な措置を講ずること。

ハ　建物等への侵入を検知するための措置を講ずること。

ニ　電力及び電気通信回線の切断等を防止するための措置を講ずること。

ホ　重要機能室の外に設置された関連設備に対する不当な接触の防止について、必要な措置を講ずること。

2　重要機能室等の配置及び構造

イ　重要機能室の配置及び構造については、セキュリティ対策及び保守が容易に行えるよう配慮すること。

ロ　重要機能室については、その表示を行わない等、できるだけ所在を明らかにしないようにすること。

ハ　重要機能室に、緊急事態発生の際の連絡設備を設ける等、連絡体制を整備すること。

ニ　電子計算機室は、他の部屋と区別して専用の部屋とすること。専用の部屋を確保できない場合は、電子計算機及び電気通信関係装置を厳重に固定すること。

ホ　磁気ディスク等保管室は、他の部屋と区別して専用の部屋とすること。専用の部屋を確保できない場合は、磁気ディスク及びドキュメントを専用保管庫により施錠保管すること。

ヘ　電子計算機室及び磁気ディスク等保管室の常時利用する出入口については、不特定多数の人が利用する場所を避け、限定すること等により、侵入の防止を容易に行えるよう配慮すること。

ト　情報連携端末及びＩＣカード取扱端末（以下「情報連携端末等」という。）については、事務室等において情報連携端末等をセキュリティワイヤー等を用いて適切に固定すること。

二　障害の防止等

1　電気的及び機械的障害の防止等

本システムの構成機器又は関連設備の電気的及び機械的障害の発生を防止し、検知するため、及びこれらの障害が発生した場合の対策を図るため、必要な設備の整備等について適切な措置を講ずること。

2　水又は蒸気による障害の防止等

本システムの構成機器又は関連設備の水又は蒸気による障害の発生を防止するため、これらの障害の発生を検知するため、及び障害が発生した場合の対策を図るため、必要な設備の整備等について適切な措置を講ずること。

3　火災の防止等

建物等並びに情報連携端末等を設置する建物及び部屋からの出火の防止のため、必要な措置を講ずること。また、火災による本システムの構成機器又は関連設備の損傷を防止するため、火災の発生を検知するため、及び火災が発生した場合の対策を図るため、必要な設備の整備等について適切な措置を講ずること。

4　地震対策

地震による建物等又は本システムの構成機器若しくは関連設備の損傷を防止するため、及び地震が発生した場合の対策を図るため、必要な設備の整備等について適切な措置を講ずること。

5　急激な温湿度変化等に対する措置

連携サーバの管理に係る空気調和設備は、その容量に配慮し、急激な温湿度変化等に対する措置を講ずること。

6　転倒、移動等に対する措置

本システムの構成機器及び関連設備には、転倒、移動等に対する措置を講ずること。

7　その他の障害の防止等

動物その他による障害を防止するため、これらの障害の発生を検知するため、及び障害が発生した場合の対策を図るため、必要な措置を講ずること。

三　ネットワーク設備

1　専用回線の使用

電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、連携サーバと情報連携端末等を結ぶ電気通信回線（既設ネットワーク（第六の一１イの方法により情報の連携を行う場合における電気通信回線を含む。以下同じ。）を除く。）は、専用回線（接続先が固定されており、所定の伝送速度が保証されている回線をいう。以下同じ。）を使用すること。また、当該既設ネットワークは、第七の一に定める接続条件をすべて満たしていること。

2　必要な伝送速度の確保

連携サーバと情報連携端末等を結ぶ電気通信回線は、データを円滑に送信し、又は伝送するために必要な伝送速度を確保すること。

第五　本システムの管理

一　入退室管理

1　入室資格の付与

重要機能室への入室者を限定すること。また、重要機能室に入退室する者に鍵を貸与する際に、その者が入室する権限を有することを確認すること、入退室管理カード又は生体認証等によって重要機能室に入退室する者が入室する権限を有することを確認すること等により、入退室の管理を適切に行うこと。